平成２４年（フ）第１３３３号
大阪府枚方市小倉町３番３号
債務者　田村　章一
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５０号
大阪市東成区大今里南１丁目12番１－４Ｂ号
債務者　古林　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５２２号
大阪市平野区加美東５丁目８番３号
債務者　山田　茂雄
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６０３号
大阪市住吉区長峡町２番３号　住吉ペントハウス501号、前住所兵庫県西宮市甲子園浜田町４番22―202号
債務者　添野　明菜
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６２５号
大阪市淀川区加島１丁目２番３―104号、前住所大阪市淀川区塚本１丁目19番19―404号
債務者　敦煌こと　須藤　常男
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６４１号
大阪市旭区新森２丁目１番33号　メゾン新森403号
債務者　大西喜深こと　韓　　良美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６４８号
大阪府八尾市太田新町２丁目102番地の１ベルメゾン207号
債務者　藤本ちづる
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０５７号
神戸市垂水区青山台４丁目２番１―401号
債務者　山﨑ミシン加工所こと　山﨑　勝治
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番５―606号
債務者　吉原志津子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５９号
兵庫県三木市上の丸町９番24号　木下荘102号、従前の住所兵庫県三木市本町２丁目10番40号
債務者　向　　智子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９２号
神戸市中央区雲井通３丁目５番２号
債務者　竹塚　直美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４１号
神戸市東灘区本山南町８丁目５番６―413号
債務者　岩藤こころ
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７号
鳥取県鳥取市用瀬町安蔵948番地18
債務者　徳中　清重
1　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字丸尾75番地１
債務者　渡邉　聡美
1　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１２号
鳥取県倉吉市東鴨新町752番地の１
債務者　中橋　尚子
1　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１４号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1338番地２アンソレイエ202号
債務者　永田　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１７号
鳥取県倉吉市生田720番地17
債務者　濱本　弘道
1　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１８号
鳥取県倉吉市八幡町3320番地　県営住宅八幡団地２―103号
債務者　濱本　和子
1　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部